

- 私（又は親族）が所有する空き家とその敷地（以下、空家等）に関する相談を申し込みます。
- 個人情報を含む本シートを専門家団体に提供することに同意のうえ申し込みます。

チェックのうえ、
お申込み願います。
 同意します。

【相談者及び空き家情報】 ★は記入必須項目です。

フリガナ 相談者氏名(★)	○○ ○○ ○○ ○○	住所 (★)	〒○○○-○○○ 千葉市○○区○○町○○-○	
連絡先 (電話番号★)	電話 *** - **** - ****	連絡可能時間帯 14時～ 18時(備考 月、水曜以外)		
	メール *****@*****	FAX	-	-
空家等の所在地(★)	千葉市 ○○区 ○○町 ○○-○			□市外()
用途	<input checked="" type="checkbox"/> 一戸建ての住宅 □長屋 □共同住宅 □その他()			
構造	<input checked="" type="checkbox"/> 木造 □鉄骨造 □その他() □不明		階数	階
築年数(★)	築 40 年程度 (年建築)	空き家期間	5 年程度	
所有(相談者との関係)	建物：本人・ <u>その他</u> 父名義)		土地：本人・ <u>その他</u> 父名義)	

【相談】 該当部分に○または記入してください(複数回答可)。 希望団体が不明な場合は○の記入は必要ありません。

相談項目(★)	<input checked="" type="checkbox"/> 売買・ <input checked="" type="checkbox"/> 賃貸・ <input type="checkbox"/> 現況調査・ <input type="checkbox"/> 修繕・ <input type="checkbox"/> リフォーム・ <input type="checkbox"/> 耐震・ <input checked="" type="checkbox"/> 解体・ <input checked="" type="checkbox"/> 相続相談・ <input type="checkbox"/> 登記相談・ <input type="checkbox"/> 成年後見人制度 <input type="checkbox"/> 財産管理人制度・ <input type="checkbox"/> 法律相談・ <input type="checkbox"/> 紛争相談・ <input type="checkbox"/> 相隣関係・ <input type="checkbox"/> 維持管理・ <input checked="" type="checkbox"/> 草刈・ <input type="checkbox"/> 剪定伐採・ <input type="checkbox"/> 清掃・ <input type="checkbox"/> 片付け・ <input type="checkbox"/> その他			
相談概要	父から相続した空き家を売却したいがそのまま売れるか、解体しなければ売れないか。 兄、姉と不仲で、遺産分割が決まっていない。 雑草が茂って苦情がきている。どこに相談したらよいか不明			
希望団体	千葉県宅地建物取引業協会千葉支部・全日本不動産協会千葉県本部 千葉県建築士会・千葉司法書士会・千葉県弁護士会・千葉市シル			
相談方法	<input checked="" type="checkbox"/> 電話相談・ <input checked="" type="checkbox"/> 対面相談・ <input type="checkbox"/> 現地相談*	[第1希望]	○月 ○日	<input checked="" type="checkbox"/> 午前・ <input type="checkbox"/> 午後
		[第2希望]	○月 ○日	午前・ <input checked="" type="checkbox"/> 午後
お持ちの住宅資料	<input checked="" type="checkbox"/> 建物設計図書・ <input checked="" type="checkbox"/> 登記事項証明書・ <input type="checkbox"/> 建築確認済証・ <input type="checkbox"/> 工事請負契約書・ <input type="checkbox"/> 売買契約書・ <input type="checkbox"/> その他() (上記の資料をお持ちでしたら、相談時にご用意ください。)			

相談内容を確認し、相談団体を決めるため、すまいのコンシェルジュよりご連絡いたします。

※現地相談は、必ず希望日程(申込日から7日以降)をご記入ください。なお、必ずしも希望日に相談ができるとは限りません。日時が確定してからのキャンセルは3日前までに、すまいのコンシェルジュへご連絡ください。また、連絡をせずに相談に来られなかった場合は、以後相談をお受けできませんので、ご注意ください。

【千葉市空家等情報提供制度(すまいのリユースネット)】 該当部分に○をしてください。

* すまいのリユースネットとは、売却・賃貸にむけて空き家情報を公開する千葉市の制度です。この制度に登録されると、市のホームページ及び全国版空き家バンクを通じて空き家情報が買いたい・借りたい方に提供されます。

制度への登録	<input checked="" type="checkbox"/> 希望する ・ <input type="checkbox"/> 希望しない ・ <input type="checkbox"/> 不明(市が制度概要を説明させていただきます)
--------	---

【市記入欄】

市受付日	年 月 日	受付番号	送付日	年 月 日
備考			担当者	
団体受付日	年 月 日	相談実施	相談対応者	
対応結果	対応終了・対応継続・他団体を紹介()・その他()			
備考				

記入不要です

送付先

すまいのコンシェルジュ ■TEL 043-301-6278 ■FAX 043-301-6279
■メール sumai@cjkk.or.jp